

保護者の皆様

ノートルダム清心中・高等学校
校長 永山 弘

インフルエンザによる出席停止の措置について

学校保健安全法において、インフルエンザは「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日が経過するまで」の期間、出席停止の措置を取ることが定められております。

インフルエンザの診断は、必ず医療機関を受診していただき、医師の指示に従い十分に静養するとともに、感染拡大を防ぐため出席停止期間中は人との接触を避けてください。また、出席停止期間を遵守し、登校可能となりましたら「インフルエンザ罹患報告書」を保護者にご記入のうえ担任へ提出してください。

<報告書の書き方>

- ① 生徒名、病名、受診日、医療機関名を記入してください。
- ② 毎朝検温し、体温を記入してください。
- ③ 登校可能になったら、日付、保護者名を記入のうえ、登校時に提出してください。
 - ※ 原則として、療養後に再度受診することや、治癒証明書を医師に記入していただく必要はありませんが、経過等が不明の場合は後日診断書の提出を依頼する場合があります。
 - ※ 発症日は「発熱をした日」ですが、はっきりとした発熱が分からない等、発症日が不明の場合は、「診断された日」を発症日とします。
 - ※ 解熱の基準は、「平熱に戻ること、原則として37度未満であること」とします。

..... 切り取り線

インフルエンザ罹患報告書

ノートルダム清心中・高等学校長 様

中・高 年 組 番 名 前

- 1 病 名 : インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 型不明 (いずれかに○)
- 2 受 診 : 年 月 日 医療機関名
- 3 療養期間 : 以下の表の**太枠内**をご記入ください。

経 過	発 熱	← ← 発症後、最低5日間は登校不可 → →					解熱後2日を経過していれば 登校可能		
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日 付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体 温	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C
例 1	発 熱 →	解 熱	解 熱 後 1 日 目	解 熱 後 2 日 目	登校不可	登校可能			
例 2	発 熱 →	→	→	解 熱	解 熱 後 1 日 目	解 熱 後 2 日 目	登校可能		

上記のとおり、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過して体調が回復したので報告します。

年 月 日 保護者名

※担任確認欄	出席停止期間	/	~	/
--------	--------	---	---	---